# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
16	小城市	生活保護に関する事務	基礎項目評価書			

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐賀県小城市長

### 公表日

令和7年3月25日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	生活保護に関する事務				
②事務の概要	【生活保護の決定及び実施等に関する業務】 市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としている。 また、外国人においても日本国民に対する生活保護に準じた取り扱いによって必要と認める保護を行う。 【医療扶助オンライン資格確認導入に関する事務】 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②~④は社会保険診療報酬支払基金へ委託				
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバシステム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

世帯名簿、医療扶助資格ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項別表 23の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 (3)番号法第9条第2項 (4)小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1 4の項
--------	--

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	号の利用及び特定個人情報の提供 【提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号の基づく主	務省令第2条の表 42、43の項 D個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 に関する条例第4条第3項 別表第2 4の項 務省令第2条の表 13、14、18、28、37、40、42、48、49、59、63、69、 141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先</mark>社会福祉課

9 特定個人情報ファイルの取扱いに関する関会共

ひ、特定個人情報ノブイルの状態が1年因する同日と					
連絡先 社会福祉課 TEL 0952-37-6107					
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			/年1月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7	年1月1日 時点					
3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを選	<b>証じた提供を除く。)</b> [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業				[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠	類に特別		ていないか、	キャビネット・書庫に保管することを徹底している。また、廃棄書 ダブルチェックを行う。このことから、人為的ミスが発生するリス。 。

9. 監査				
実施の有無	[ ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってし 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	าอ	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評	価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクで不正に使用されるリスクへの対策で使用等のリスクへの対策で、おれるリスクへの対策で、またのでは、またの対策で、またのでは、またので	を通じた提供を除く。) )対策	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>			
判断の根拠	ユーザーの承認の管理及び、	アクセス権限の管理を行っている。		

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	担当部署の名称変更	福祉課	社会福祉課	事後	
平成29年4月1日	担当部署 所属長の変更	社会福祉課長 水田正秀	社会福祉課長 深町 治応	事後	
平成29年6月12日	1③システムの名称の追加	総合案内窓口システム	統合宛名システム	事前	
令和2年5月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年5月29日	個人のブライバシー等の権利 利益の保護の宣言	小城市は、生活保護に関する事務における特定 個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情	小城市は、生活保護に関する事務における特定 個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人	事後	
令和2年5月29日	3.法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
令和2年5月29日	4.②法令上の根拠	(照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第7号 別表第二 26の項	事後	
令和5年3月6日	4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第7号 別表第二 26の項	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 26の項	事後	法改正による修正
令和5年3月6日		1,000人以上1万人未満   今和2年1月1日時点	1,000人未満(任意実施) 令和5年1月1日時点	事後	
令和5年3月6日	2.取扱者	予和2年1月1日時息   令和2年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月7日		【生活保護の決定及び実施等に関する業務】	【生活保護の決定及び実施等に関する業務】		
令和5年12月7日	扱う事務 1.特定個人情報ファイルを取り	市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基 生活保護システム、統合宛名システム、中間	市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基 生活保護システム、統合宛名システム、中間		
	扱う事務 2.特定個人情報ファイル名	サーバシステム 世帯名簿	サーバシステム、レセプト管理システム、統合専 世帯名簿、医療扶助資格ファイル		
	4.②法令上の根拠	【照会の根拠】   (1)番号法 第19条第8号 別表第二 26の項	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 26の項		
令和7年3月25日	I3 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 第一 15の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令 第15条 (3)番号法第9条第2項 (4)小城市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例 第4条第1項 別表第1 4の項	(2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条(3)番号法第9条第2項(4)小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1 4の項	事後	
令和7年3月25日	I4② 法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 26の項(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(3)番号法第19条第5号(4)小城市情報手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 別表第2 4の項【提供の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 9.10,14,16,18,20,242,62,7,28,30,31,37,38,42,50,53,54,616,264,70,87,90,94,04,106,108,113,116,120	【照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 42、43の頃 (4)小城市情報手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条第3項 別表第2 4の項 【提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号の基づく主務省令第2条 の表 13、14、18、28、37、40、42、48、49、59、 63、69、74、75、76、89、96、108、125、132、141、 144、151、155、158、161、167、168、169、170、	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ1.対象人数	令和5年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ 2.取扱者	令和5年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	